

(仮称) 小樽市道路の構造の技術的基準等を定める条例 (原案の概要)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に鑑み、小樽市が管理する道路の構造の技術的基準を定めることとするため、「(仮称) 小樽市道路の構造の技術的基準等を定める条例」を制定します。

1 条例制定の必要性

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布により、道路法の一部(第30条第3項、第45条第3項)が改正され、これまで国が定めていた道路の構造の技術的基準(一部の基準を除く)および道路標識の寸法について、地方自治体がそれぞれの判断により基準を定めることになりました。

これに伴い、本市においても、国の示す基準を参酌し、本市の実情を考慮しながら条例を制定することとしました。

2 条例制定の目的

道路構造の技術的基準について、国の示す基準を参酌し、本市の実情を考慮しながら、小樽市民が安全で円滑に利用できる道路環境を確保するため条例を制定しようとするものです。

3 条例制定の主な内容

【道路の構造の技術的基準】

項目	基準の内容	
	国の示す基準(参酌基準)	本市の基準
路肩	政令(道路構造令)第8条 路肩の幅員は、道路の区分に応じ、最小で0.5メートル以上とするものとする。	国の基準どおりとする。 ただし、歩道を整備するほどの歩行者や自動車の交通量がない場合においても、歩行者や自転車の通行スペースの確保のために、路肩の幅員を広げることができることを追加。
停車帯	政令(道路構造令)第9条 都市部(第4種)の道路には、必要がある場合に停車帯を設けるものとする。	国の基準どおりとする。 ただし、観光のための停車の需要がある場合、都市部以外(第3種)の道路にも停車帯を設けることができることを追加。
歩道	政令(道路構造令)第11条 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い場合には、3.5メートル以上、その他の道路にあっては、2メートル以上とするものとする。	国の基準どおりとする。 ただし、地域事情や用地的な制約があり、車いすのすれ違いを考慮した標準的な幅員(2メートル以上)での整備が困難な場合、例外的に歩行者のすれ違いが可能な1.5メートルまで歩道の幅員を縮小することができることを追加。

堆雪幅	規定なし	本市は、積雪寒冷地域であるため、除雪による堆積スペースを設けることを明文化
上記以外		国の基準どおりとする。

【道路標識に関する基準】

項目	基準の内容	
	国の示す基準（参酌基準）	本市の基準
道路標識の寸法	府令・省令（道路標識・区画線及び道路標示に関する命令）別表第二 条例の対象となる標識 ・案内標識 ・警戒標識 ・上記に附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）	国の基準どおりとする。

【本市の基準の考え方】

本市の基準は、政令・府令・省令で定められていた基準に基づき、積雪寒冷地である、坂道が多い、観光地である等の本市の地域特性、地域事情を踏まえ小樽市の道路の構造に関する基準等を適切に運用することを検討した結果、市民が安全で円滑に利用できる道路環境を確保するためには、上表に示すとおり国の示す参酌基準に準拠することが妥当なものと積雪寒冷地であることかつ観光地などの地域事情を考慮した北海道の条例（案）の内容を踏まえたものにする事としました。

4 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日（予定）